

==== 公布された規則のあらまし ====

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

暴力団の関与等を排除するため、公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行ったことに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則等の概要

(1) 暴力団等からの申請を防止するため、次に掲げる規則に規定されている施設等の利用許可等に係る申請書等の様式について所要の整備を行う。

- ア 鳥取県衛生環境研究所管理規則
- イ 鳥取県都市公園規則
- ウ 鳥取県立農業大学校管理規則
- エ 鳥取県立二十一世紀の森管理規則
- オ 鳥取県港湾法施行細則
- カ 鳥取県営鳥取空港管理規則

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(2)の一部を除き、平成22年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

県の貸付事務からの暴力団排除等のための関係規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

県の貸付事務から暴力団の関与等を排除するため、相手方が暴力団である場合等には、県が関与する金銭の貸付をしないことができることとする等関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次に掲げる規則に規定されている貸付金の貸付けについて、貸付けの相手方が暴力団である場合等には、貸付けをしないことができることとするとともに、貸付後に当該場合等に該当することが判明した場合には、貸付金の一時償還を請求することができることとする。

- ア 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則
- イ 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則
- ウ 鳥取県農業改良資金貸付規則
- エ 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則
- オ 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則
- カ 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則

(2) 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部改正

漁業研修支援資金の貸付けの対象となる漁業研修の開始の日における漁業研修を受ける者の年齢の要件を50歳未満(現行 40歳未満)に引き上げる。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。